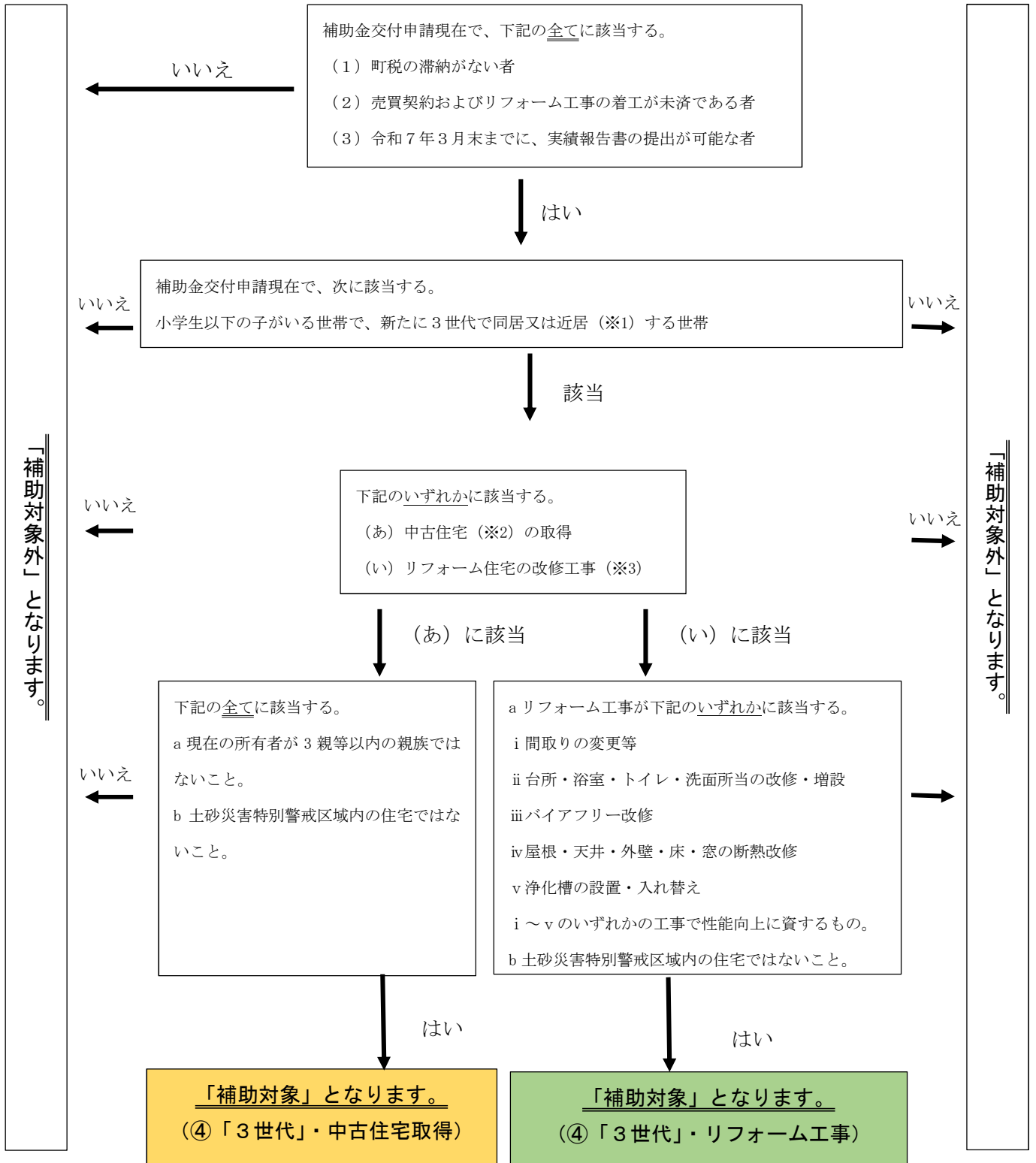


④ 「3世代」／時津町子育て応援住宅支援事業 <補助対象判定フロー>



※1 同居…同一住宅に居住すること（同一敷地内の離れを含む）。近居…時津町内に居住すること。

※2 中古住宅…新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）以外の住宅

※3 リフォーム工事については、県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人が施行するものに限る。